

佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発等事業費補助金 審査要領

佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発等事業費補助金の交付における補助先の選定等については、佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発等事業費補助金交付要綱のほか、この審査要領によるものとする。

1 事前審査

- (1) 募集期間終了後、事務局において事前審査を行う。
- (2) 事前審査では、次の事項について審査を行う。
 - ア 応募に関する書類の不備がないか。
 - イ 応募内容に明確な要件の欠如が無いか。
- (3) 事前審査において、評価が著しく低いものは本審査に選定しない。

2 本審査

- (1) 事前審査で適当と認められたものを対象に、3で規定する審査会において本審査を行う。
- (2) 本審査では、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行う。
- (3) 審査員は、4の審査基準に基づき評価を行う。
- (4) 審査においては、点数評価はせず、合議により順位を付し、予算の範囲内で順位の高いものから選定する。ただし、評価が著しく低いものは選定しない。
- (5) 応募者が1者の場合は、この限りではない。

3 審査会

- (1) 審査会は、以下の審査員で組織する。
 - ア 新エネルギー産業課長
 - イ ものづくり産業課長
 - ウ 窯業技術センター所長
 - エ 工業技術センター所長
 - オ 必要に応じて新エネルギー産業課長が招集する者
- (2) 審査員に事故があるとき又は欠けるときは、各所属の代理の者をもって充てる。

4 審査基準

事業の必要性、将来性、実現可能性、新規性、波及効果、県内経済への効果等があり、県内の海洋再生可能エネルギーの産業創出及び地域活性化により資すると思われる事業を選定する。

5 事務局

事務局は新エネルギー産業課内に置く。

6 審査結果の取扱い

審査結果に関して応募者から問合せがあった場合は、事務局は、審査結果のうち当該応募者に対する評価を回答するものとする。

附 則

この要領は平成28年4月26日から施行し、平成28年度分の補助金より適用する。